### I. 反対尋問

- 5 1. 検察レジュメ 1 頁 16 行目において「しかしAの死という重大な結果が発生したにもかかわらず、かかる結論は妥当ではない。」とあるが、なぜそう言い切れるのか。
  - 2. 検察レジュメ3頁2行目において、「少なくとも半分は結果の発生に寄与している」とあるが、なぜ半分、寄与している、と言い切れるのか。
- 3. 検察レジュメ 3 頁 34 行目において「したがって、X の当該行為と結果との間の因果関係 10 は肯定される」とあるが、条件関係が認められれば必ず因果関係が認められるのか。

#### Ⅱ. 学説の検討

20

A 説(条件関係修正説)について

X・Y 両方に、A の死亡と条件関係があることは否定できないのは、X・Y に共犯関係が 15 ある場合である。しかし、二人が共犯関係にない場合にまで、すべての条件をとりのぞいて いいとするのは、結果が不当だという理由にすぎず、根拠が不透明である。

よって、弁護側はこの説は採用しない1。

B説(合法則的条件説)について

この説では経験則で条件関係を判断できるが経験則という個々人によって異なるものを 基準とするのは一律ではなく妥当性に欠ける。加えて、先行行為から後行行為が発生するこ とは、現にそれが発生した以上、自然法則および経験則では常に条件関係が肯定されてしま う。

それゆえ、この説は条件関係を認める範囲が無尽蔵になってしまい、条件関係により刑事 責任を限定するという機能を果たさない。

25 よって弁護側もこの説を採用しない。

### C 説(結果回避可能性説)

条件関係というのはまず行為と結果との間の事実的な結合関係を明らかにするものである。にもかかわらず、結果回避可能性の有無を考慮して、この段階で条件関係を規範的に限定することは基本的な疑問があると言わざるを得ない<sup>2</sup>。

30 よって弁護側もこの説を採用しない。

## D説(必要条件説)について3

行為無ければ結果無しという条件関係の公式を修正せず、条件関係を判断する。択一的競合のケースでは、X・Y のそれぞれについて、他方の毒のみが致命的な作用を持った可能性を否定できない以上、「疑わしきは被告人の利益に」の原則から、条件関係を否定しなけれ

<sup>1</sup> 西田典之『刑法総論[第3版]』(弘文堂,2019年)101頁。

<sup>2</sup> 西田・前掲書 103 頁。

<sup>3</sup> 西田・前掲書 98 頁。

ばならない4。

よって弁護側はこの説を採用する。

### Ⅲ. 本間の検討

10

15

20

25

- 5 第 1. X の罪責について
  - 1. X が A に対して、誤って致死量の劇薬を支給し死亡させた行為につき、業務上過失致死 罪(第211条1項前段)は成立するか。
  - 2(1) X は「業務上必要な注意を怠」ったか。

「業務」とは「人が社会生活上の地位に基づき、反復継続して行う行為であって、他人の 生命、身体等に危害を加えるおそれがあるもの」である。患者に薬を支給するという行為は、 看護師という社会的地位に基づき反復継続して行う行為であるといえる。そしてこの行為 は、薬の種類を誤る等、場合によって患者の生命、身体等に危害を加える恐れがあるものだ といえる。そのため、Xの当行為は業務上のものである。

「必要な注意を怠り」とは、その業務を行う際に要求される注意義務に違反することであ る。 看護師をはじめとした業務者は人の生命、身体に危害を加えやすい立場にあることか ら、この注意義務は通常人よりも高度なものとなる。そして医療従事者である看護師が、投 薬する薬物を誤ったことは「必要な注意を怠」ったといえる。

よって、Xは「業務上必要な注意を怠」ったといえる。

(2) A は死亡しているが、A の死亡という結果と X の本問行為との間に因果関係は認められ るか。因果関係は、発生した結果を実行行為に帰責させる役割を果たすものであるから、刑 法上の因果関係を肯定するためには、実行行為によって構成要件的結果が惹起されたとい う事実的なつながり(条件関係)が存在しなければならない。逆に、条件関係がなければ因果 関係は存在しない。条件関係の存否を判断するに当たり、弁護側は必要条件説を採用する。

本問において、X が A に劇薬を支給しているだけでなく、Y もまた A に劇薬を支給して いる。そして劇薬は同種同質のものであり、どちらの劇薬の作用で A が死亡したかは明ら かでないことから、Y の支給した劇薬のみで A が死亡したという可能性を排除することは できず、X の劇薬投与行為がなければ A の死亡結果は発生しなかったとは言えない。よっ て条件関係は否定される。

- 3. 以上のことから、Xの本件行為につき業務上過失致死罪は成立しない。
- 30 第2.Yの罪責について

X と同様に考え、Y もまた業務上過失致死罪は成立しない。

# IV. 結論

以上のことから、X及びYは何ら罪を負わない。

35 以上

<sup>4</sup> 井田良『講義刑法学・総論[第2版]』(有斐閣,2018年)131頁。